

●香川県公告第十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年一月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

三井住友銀リース株式会社 大阪府大阪市中央区南船場三丁目一〇番一九号
いよぎんリース株式会社 愛媛県松山市三番町四丁目一二番地一
株式会社ムーミー 高松市川島東町五二〇番地

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイキone川島・四季食彩館ムーミー川島店
高松市川島東町字東下所五〇三番地ほか

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称
変更前
変更後

4 変更年月日

平成十六年十一月二十五日

5 変更する理由

会社名と大規模小売店舗の名称を統一したため

二 届出年月日

平成十六年十二月二十七日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十七年一月十一日（火曜日）から同年五月十一日（水曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十七年五月十一日（水曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 二 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- 三 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 四 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇一八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ